

設計業務委託契約書(案)

設計業務名 静岡大学(大谷他)教育学部A棟等外壁改修設計業務
委託報酬の額 金 円也
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 円也)

発注者 国立大学法人静岡大学 契約担当役 財務施設部長 松 元 淳 一 と 受注者 との間に
おいて、上記の設計業務について、上記の委託報酬の額で、次の条項によって委託契約を締結し、信義
に従って誠実にこれを実施する。

- 第1条 受注者は、別冊の設計業務仕様書に従い、設計業務を完了する。
第2条 設計業務は、 において実施する。
第3条 設計業務の着手時期は、平成25年 月 日とする。
第4条 設計業務の完了期限は、平成25年10月31日とする。
第5条 契約保証金は、 円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業
会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共事業履行保証証券に
よる保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金は免除する。
第6条 委託報酬は、受注者の適法な請求に基づき2回以内に支払うものとする。
第7条 業務完了通知書は、静岡大学財務施設部施設課に送付するものとする。
第8条 委託報酬の請求書は、静岡大学財務施設部施設課に送付するものとする。
第9条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人静岡大学所在地を管轄区域とする静岡地方裁判
所とする。
第10条 この契約についての一般的約定事項は、別記の設計業務委託契約基準によるものとする。
第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者受注者間におい
て協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年 月 日

発注者 静岡県静岡市駿河区大谷836
国立大学法人静岡大学
契約担当役
財務施設部長 松 元 淳 一

受注者